実例で学ぶ

「未公開株」等被害にあわないための

ガイドブック

その「もうけ話」、大丈夫ですか？

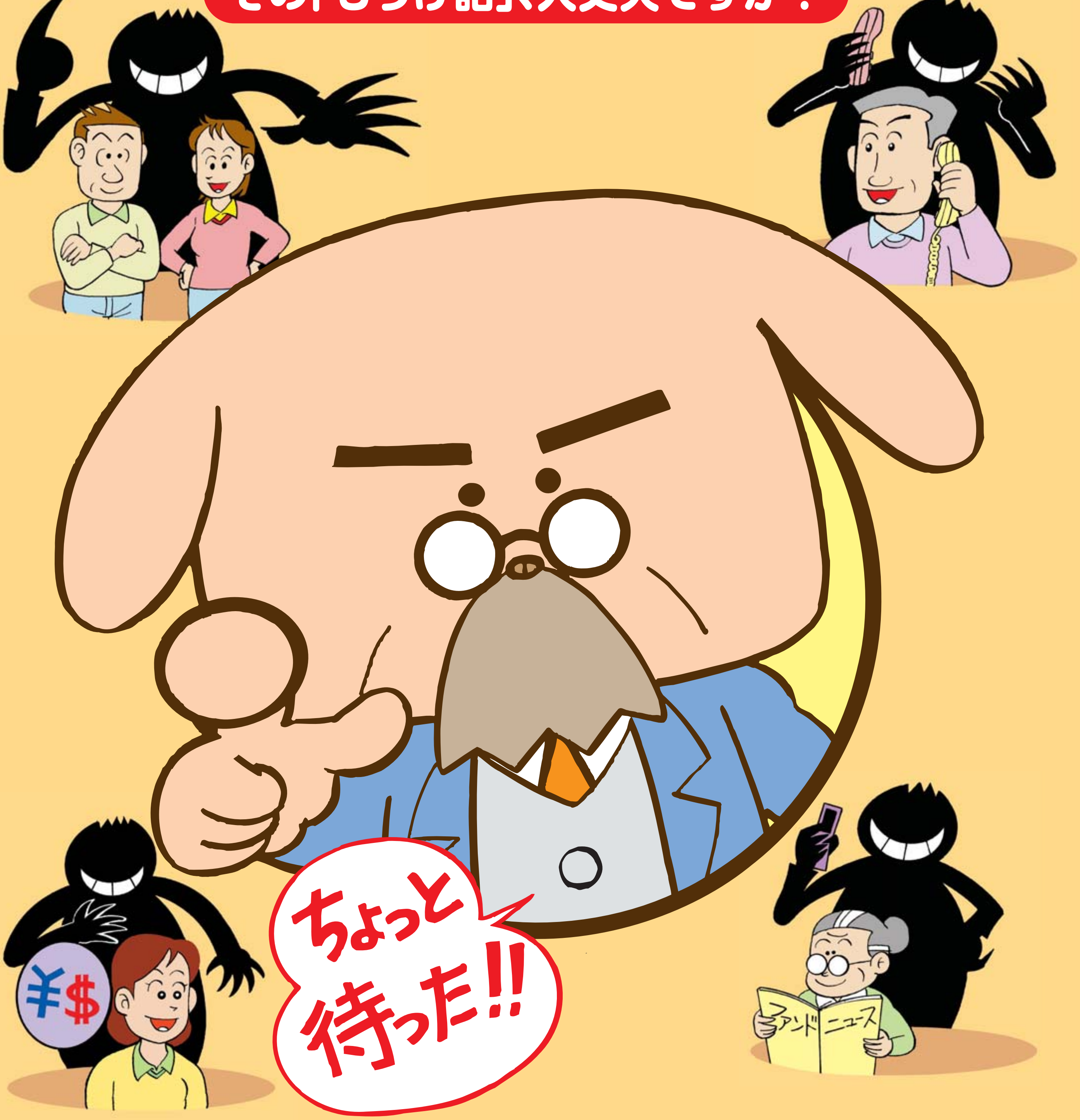

金融庁
Financial Services Agency

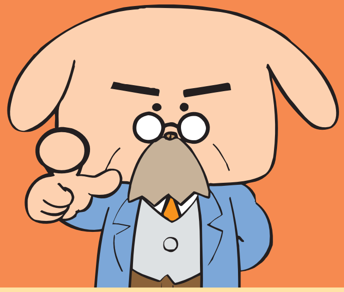

悪徳業者は、高齢者を狙っています。次は、あなたが標的かもしれません。

高齢者を中心に、「未公開株」取引に関するトラブルが多数発生しています。また、「私募社債」や「ファンド」取引に関する被害もあります。

なぜ、高齢者が狙われやすいのか

- 高齢者の方の中には、人のいうことを疑わず簡単に信用してしまい、だまされたことに気づかない事例が多く見受けられます。
- 被害にあったと自覚していても、恥ずかしい、他の人に迷惑をかけたくない、などの理由で、だれにも相談しない場合も少なくありません。

ここに注意しましょう

- 電話での勧誘などには、すぐに応じない。
- もうけ話を安易に信じない。
- 一人で悩まずに、早めに家族や、公的機関に相談を。
- 高齢者の方を狙う詐欺的な投資勧誘の被害を防ぐには、日常的に接している身近な方々が変化に気づき、相談機関につなぐことが大切です。
- 未公開株や社債の販売ができるのは、登録を受けた証券会社と未公開株や社債の発行会社だけ。その他の者が行う勧誘は法律違反の可能性大です。

こんな勧誘文句にご用心!

事例❶ 劇場型

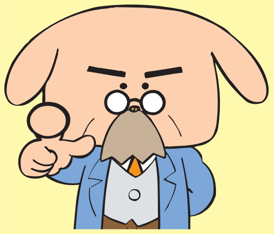

複数の業者が登場し、うまい話をもちかけて…。

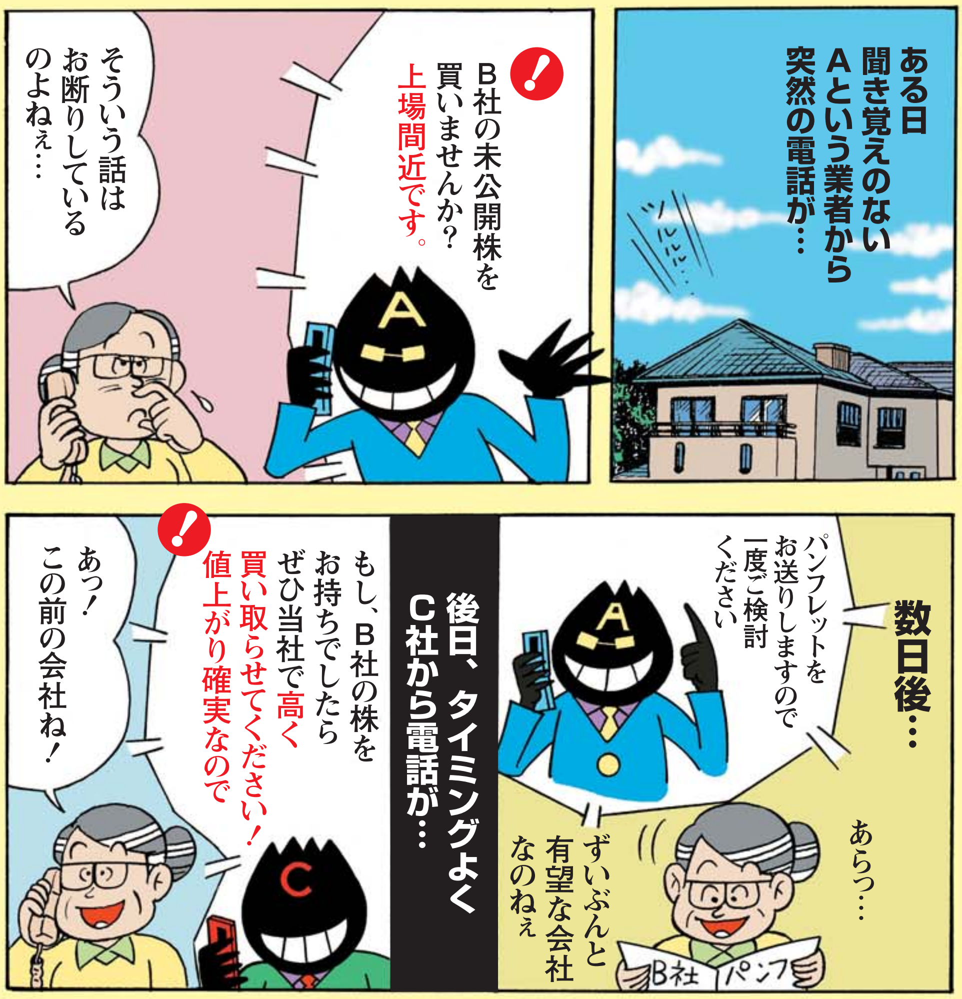

！ここがポイント

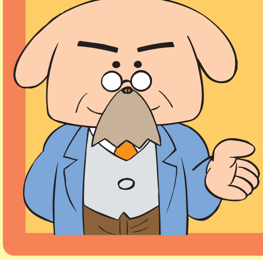

ひとつの業者から「上場が近い」などと勧誘されたとき、一度は断った人も、別の業者から「値上がり確実」「有望な会社だから、その社債は安心」「買い取りたい」などと言われると、心が動くものです。そんな消費者心理をついて、複数の業者（人物）が共謀して購入させる“劇場型”の被害が増えています。未公開株などの買い取りの約束が実行されることはまずありません。業者が行方不明になる事例も多く発生しています。

事例② 公的機関装い型

金融庁の名前を騙り信用させて…。

ここがポイント

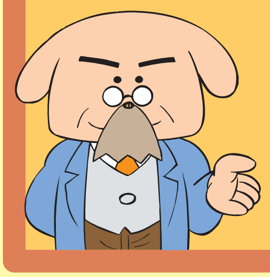

金融庁などの公的機関を装って電話をかけ、未公開株や社債などを買わせる被害が多発しています。金融庁などの公的機関が未公開株や社債などの取引に関与することもありません。なお、取引所への上場承認は、それぞれの取引所が審査・判断をしており、金融庁などの公的機関はその判断に一切関与しておりません。

注）例外的に証券取引等監視委員会が金融商品取引法第187条の規定に基づいた調査により投資家の方に連絡する場合があります。

事例③ 代理購入型

お金を振り込むので、代わりに未公開株を購入してほしい…。

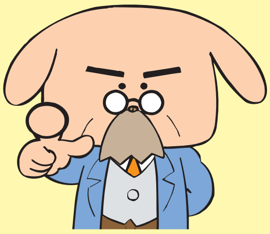

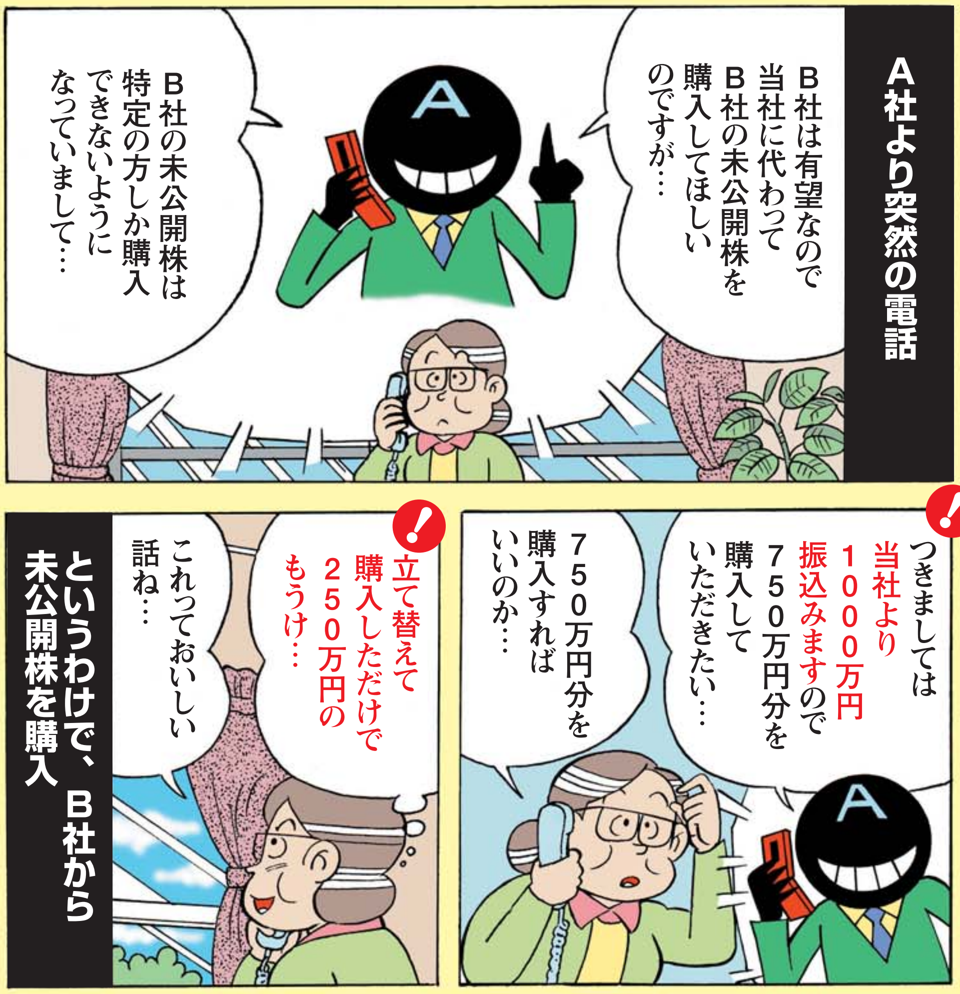

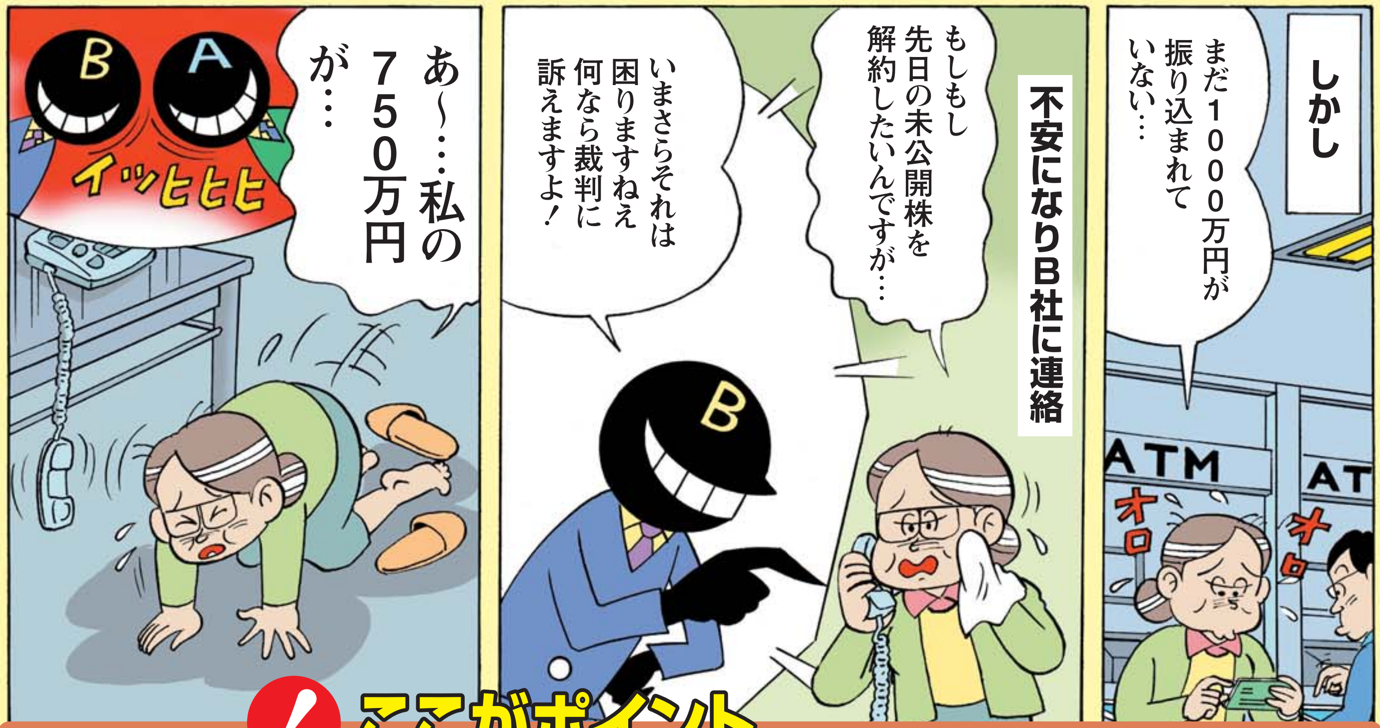

ここがポイント

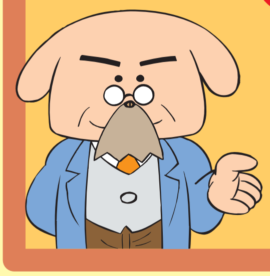

このようなケースでは、不審に思って購入の解約を申し出ると「立て替えて購入なんて知らない」「裁判で訴える」といわれることも多いようです。他人の代わりに購入、というのは、絶対にさけましょう。もし、未公開株を購入してしまった後、被害に気づいた場合は、最寄りの警察に、また返金を求める場合は、消費生活センターや弁護士会に相談してください。

事例4 被害回復型

だまされた購入代金を、取り返しましょう。その代わりに…。

ここがポイント

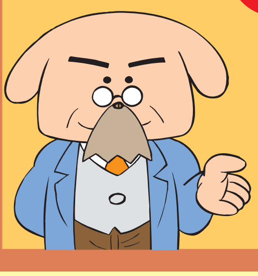

過去に未公開株の購入で被害を受けた人に、「過去に購入した株を買い取って被害を回復してあげます。」などと電話をかけ、その条件として、別の未公開株（社債）の購入や手数料の支払いを求めるケースが多くなっています。この場合、代金を支払っても、買い取りは、まず実行されません。二次被害にご注意ください。

事例⑤ 発展型

さらにご注意を！最近では、こんな手口も。

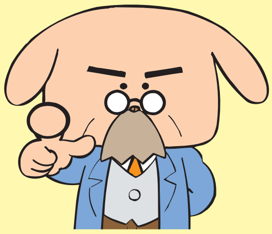

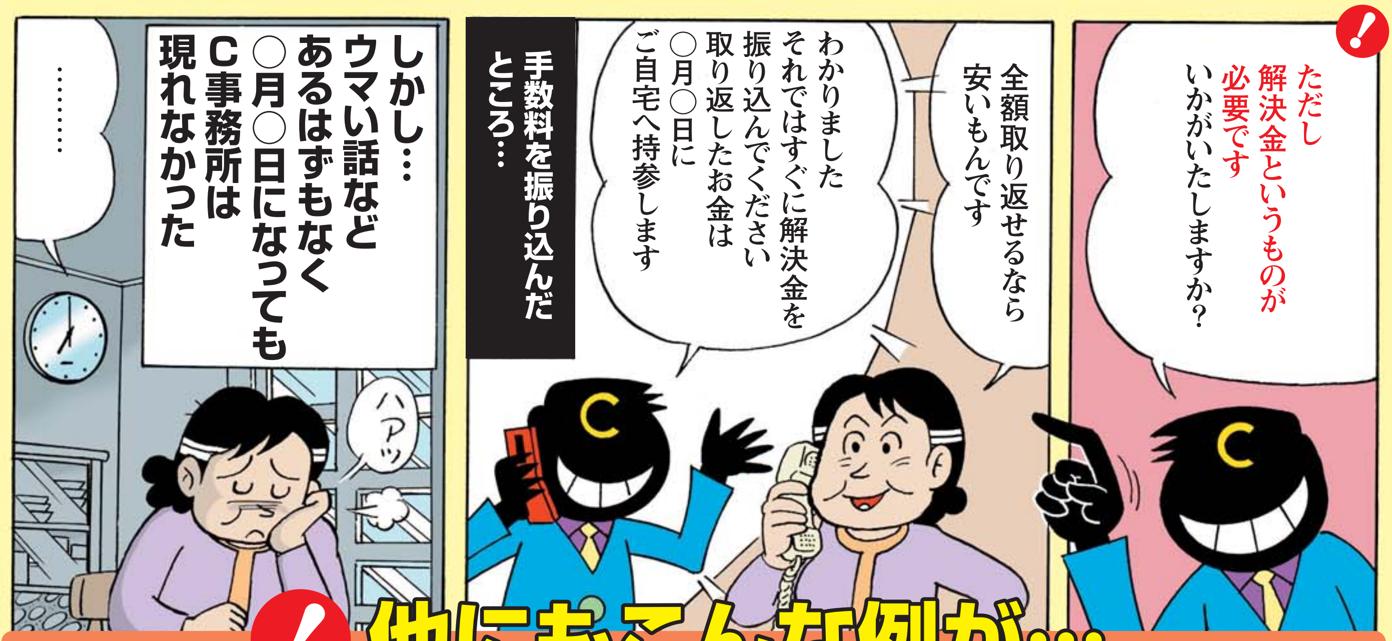

他にもこんな例が…

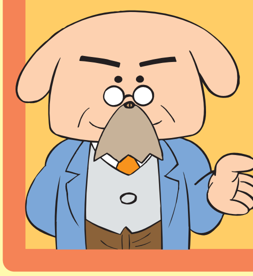

- 未公開株の保有者に対して、「売買の仲介をする」と電話。その際に「未公開株のトラブルが多発している。保全制度を利用するように」とすすめ、売買価格の10%を事前に要求する。
- 「近く上場する」といわれ、未公開株を購入。その後、「知人を紹介すると手数料がもらえる」といわれ、知人を多数紹介。結果的として、ねずみ講式に被害者を増やしてしまった。
- 「外国通貨を買うと、多額の利益が得られる。その分で未公開株を」とすすめられる。

ご自宅の電話のそばに置いてください

ご用心！ひとつでも思い当たったら…

以下の8項目にひとつでも該当する場合は、詐欺的商法の可能性が高いので、
取引を見合わせることをおすすめします。

1 まったく聞いたことのない業者から勧誘されている。（証券会社としての登録も確認できない）。

2 買取業者、アドバイザーなどを名乗る業者から「買い取ります」などの勧誘を受けている。

3 以前、未公開株を購入したことがあるが、今回は、その時購入した業者とは別の業者から勧誘されている。

4 業者は「上場時期や上場市場が決定している」と説明するだけで、主幹事証券会社や監査法人を教えない。

5 別の業者からタイミングよく連絡があり、「その株を買い取る」とか「その株は必ず値上がりする」などといわれている。

6 買取業者から、「買取単位（また取引単位）まで買い増しして下さい」といわれている。

7 業者が、「金融庁などの公的機関から、認可、許可、委託、指示などを受けている」と説明している。

8 金融庁や財務局、消費生活センター、証券取引等監視委員会などの公的機関や、それを連想させるような名称を使用している。

不審な勧誘を受けた場合には、以下の連絡先または最寄りの警察署・交番まで、すみやかに情報をご提供ください。

●金融庁 金融サービス利用者相談室 （平日10:00～16:00）

0570-016811

※IP電話、PHSからは 03-5251-6811

FAX：03-3506-6699

●消費者ホットライン

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ　守 ろ う よ　み ん な を！

0570-064-370

●警察庁（警察総合相談電話番号）

☎ **#9110**（全国共通）

金融庁　〒100−8967　東京都千代田区霞が関3-2-1（中央合同庁舎第7号館）

平成22年12月発行